

院内掲示事項

■ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、医療 DX を推進し、質の高い医療を提供するために以下の体制を整備しており、厚生局に届け出を行っています。

1. **オンライン請求の実施**：レセプト（診療報酬明細書）のオンライン請求を行っています。
2. **オンライン資格確認体制の整備**：マイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. **診療情報の閲覧・活用**：オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者様の診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を、医師が診察室等で閲覧・活用できる体制を整えています。
4. **【電子処方箋の導入】**：電子処方箋を発行する体制を有しています。
5. **【電子カルテ情報共有サービスの導入】**：電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を現在導入整備しています
6. **マイナ保険証利用の促進**：マイナンバーカードの健康保険証利用について、受付での積極的なお声掛けやポスター掲示を行っています。
7. **健康管理に係る相談対応**：マイナポータル等から得られる医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関する相談に応じる体制を有しています。
8. **明細書の無償交付**：算定した診療報酬の区分・項目の名称および点数が記載された詳細な明細書を、患者様に無料で交付しています。

【当院の算定点数について】

上記の体制により、令和 8 年 6 月 1 日以降の受診時、初診時または再診時に以下の点数を算定いたします。

- **電子的診療情報連携体制整備加算【2】**：【9】点（月 1 回に限り算定）

正確な診療情報を取得・活用し、質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■ 一般名処方加算について

・後発医薬品の使用促進及び安定供給に向けた取組として一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、お薬の商品名ではなく有効成分名を処方箋に記載する方法です。

■長期収載品の選定療養について

・後発医薬品のある先発医薬品を患者様の希望で選択された場合には、後発医薬品との差額の一部を選定療養費としてご負担いただく場合があります。

■外来感染対策向上加算について

当院は、組織的な院内感染対策の取り組みとして、厚生労働省が定める基準を満たし「外来感染対策向上加算」を算定しております。

皆様に安心して受診していただけるよう、以下の感染対策を実施しています。

1. 専任の管理者の配置

院内感染管理者を配置し、全職員で組織的な感染対策を推進しています。

2. 院内研修の実施

全職員を対象とした感染対策の研修を定期的に行っています。

3. 感染症疑い患者への対応

発熱や咳などの感染症を疑う症状がある方は、一般の受診患者様と「動線（空間・時間）」を分けた診療体制を整えています。

4. 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院や医師会と連携し、定期的に院内感染対策の状況を評価・改善しています。

■発熱患者等対応加算について

発熱、咳・たんなどの呼吸器症状、下痢や腹痛など消化器症状、神経症状、皮膚症状など感染症を疑う疾患のある方に対しては、専用の診療スペースを設け、一般診療患者様と導線を分けることで感染拡大を防止しています。

月1回、発熱患者等対応加算20点が適用されます。この加算は、感染防止対策を徹底し、発熱その他感染症を疑わせる症状の患者様に対する適切な診療体制を整えるためのものです。

■抗菌薬適正使用体制加算

抗菌薬の適正使用を促進するため、初診患者に対して月1回、抗菌薬適正使用体制加算が適用されます。当院では、抗菌薬使用の合同カンファレンスを実施し、使用状況の共有と適正使用を推進しています。

■ベースアップ評価料について

・医療現場で働く職員の賃上げを実施するため、厚生労働省の定めるベースアップ評価料を算定しています。本評価料による診療報酬上の収入は、日々の診療や患者様対応に尽力しているスタッフの賃金改善に充てられます。

■生活習慣病管理料 1. 2 について

当院では、高血圧症・脂質異常症・糖尿病を主病名とする患者様に対して、個々の状態に応じた総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）」を算定しております。

2026年6月の診療報酬改定に伴い、患者様の利便性と診療の質向上を目指し、以下の通り運用を行っております。

1. 療養計画書によるきめ細かな指導

患者様一人ひとりの状態に合わせた「療養計画書」を作成し、目標設定や食事・運動等の具体的な治療方針を分かりやすくご説明いたします。

※国の方針に基づき、計画書への患者様の署名（サイン）は原則不要となりました。

2. 定期的な状態把握（検査の実施）

病状の安定や合併症の予防を適切に管理するため、ガイドラインに準拠し、少なくとも6ヶ月に1回以上の定期的な血液検査等（血糖・HbA1c、脂質、血圧記録など）を実施させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 長期処方およびリフィル処方箋への対応

患者様の状態に応じ、医師の判断のもとで以下の対応が可能です。

- 28日以上 of 長期の処方
- リフィル処方箋の交付

4. 専門医療機関（眼科・歯科等）との連携強化

糖尿病を主病とする患者様の合併症（網膜症や歯周病など）を予防するため、必要に応じて地域の眼科医療機関や歯科医療機関と適切な連携体制を整えております。

令和8年6月
がじゅまるクリニックつくば